



# 熊本県公報

号外 第5号  
令和3年(2021年)  
2月5日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請…………… (健康危機管理課) 1

## 告 示

### 熊本県告示第116号の2

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項の規定に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請をしたので告示する。

令和3年(2021年)2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 区域

熊本市中央区安政町、下通一丁目、下通二丁目、花畑町、桜町、手取本町、上通町、上林町、城東町、新市街、水道町、草葉町、中央街、南坪井町、南千反畑町、辛島町1番から7番まで並びに井川淵町1番及び2番

2 期間

令和3年(2021年)2月8日(月)午後10時から令和3年(2021年)2月22日(月)午前5時まで

3 協力要請内容

4に掲げる施設を午後10時以降も営業に使用する当該施設の管理者に対し、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、午後10時から翌日午前5時までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう協力を要請した。

4 対象施設

施設の種類	施設の例
酒類を提供する飲食店及び接待を伴う飲食店(これらのうち食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設に限る。)	キャバクラ、ホストクラブ、バー、クラブ、居酒屋、酒類を提供する一般的な飲食店、酒類を提供するカラオケ店等